

民法の解釈と私法の基本原則

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民法#1 / 動画: https://youtu.be/3ZqW6POE_EM

第1章 民法総則 ① / 動画の内容を見返し用にまとめたものです (動画には含みません)。

出発点の確認 (前編の橋渡し) [短答知識]

前編の橋渡し

- ■ 民法の構成：パンデクテン方式
 - 総則が一番最初に置かれている理由
- 共通するルール (全ての根底) を先にくくり出す設計
 - その総則の最深層：
- **考え方そのもの = 民法を学ぶこと**

前編の確認です。総則が一番最初に置かれている理由——全編に共通するルールを前にくくり出す設計、すなわちパンデクテン方式でした。その総則の最深層にあるのが「考え方

そのもの」であり、後編はそこを掘り下げます。

ステップ1：民法の解釈 [短答・論文共通]

ステップ1：民法の解釈

- 公園の利用規則

- 「自動車の乗り入れを禁止する」

┆原付バイクで入ろうとする人が現れた

- ●ここに、民法を貫く一番大事な発想が詰まっている

まず、こんな公園の利用規則を考えてみてください。「自動車の乗り入れを禁止する」。ここに、原付バイクで公園に入ろうとする人が現れたとします。実はここに、民法を貫く一番大事な発想が詰まっています。条文や規則の

言葉は、世の中に起こりうる出来事を全部書き切れません。だから、言葉と実際の出来事の間を埋める作業が必ず要ります。それが**解釈**です。

「自動車の乗り入れを禁止」への解釈

原付バイク：禁止される？

文理解釈

言葉通りに読む
⇒ 「自動車」の意味通り
原付は含まれない
【禁止されない】

類推解釈

趣旨を及ぼす
⇒ 危険性が共通
規則の趣旨を原付にも
【禁止される】

反対解釈

書いていない
⇒ 自転車は言葉にもなく
趣旨も違う
【禁止されない】

同じ条文から、解釈次第で正反対の結論が出る
→ 他に：拡張解釈（言葉の意味を広げる）／制限解釈（言葉の意味を狭める）

この規則、読み方は1通りではありません。まず**文理解釈**。言葉どおりに読む方法です。「自動車」という言葉の普通の意味に、原付バイクは含まれません。だから、この規則は原付には及ばない、という結論になります。次に

類推解釈。原付は「自動車」そのものではありません。でも、この規則の趣旨は何でしょうか。まさにそれです。歩行者への危険性という趣旨は、原付にも共通します。だから、言葉の外側にある原付にも趣旨を及ぼして、

禁止に含める。これが類推解釈です。最後に**反対解釈**。今度は自転車で考えてみます。自転車は言葉の上でも「自動車」ではありませんし、人力で低速ですから、危険性という趣旨も違います。だから「書いていない＝禁止されていない」と読みます。これが**反対解釈**です。ついでに2つだけ、似た言葉も押さえて

おきましょう。**拡張解釈**は、「自動車」という言葉の意味の範囲を、原付まで広げて読む考え方です。類推解釈との違いは、言葉の内側で広げるか、外側にまで及ぼすかです。もう一つ、**制限解釈**。子ども用のおもちゃの電動自動車は、「自動車」から外して読みます。

解釈の妥当性（2軸）

|どの解釈を選ぶか = 何によって決まるか？

- ■ 形式的妥当性
- 条文や規則の言葉との**整合性**
- ■ 実質的妥当性
- 導かれる結論そのものが、**妥当かどうか**

|2つの両立が解釈の腕の見せどころ

※ 形式だけ ⇒ 具体的妥当性を欠く

※ 実質だけ ⇒ 一般的確実性を欠く

ここで一つ、大事な問いがあります。文理・類推・反対のどれを選ぶかは、何によって決まるのでしょうか。もちろんです。解釈には2つの物差しがあります。一つは**形式的妥当性**。条文や規則の言葉との整合性です。もう一つは**実質的妥当性**。導かれる結論そのものが、妥当かどうかです。この2つを両立させることが、解釈の腕の見せどころです。形式だけにこだわると、目の前の事案にふさわしい結論——**具体的妥当性**を欠きます。逆に実質だけで結論を変えていくと、誰が読んでも同じ結論になるという**一般的確実性**を欠きます。2つの物差しを両方満たす解釈を探す作業——それが民法を学ぶことそのものです。

【条文】 民法第2条（解釈の基準）

そして、あらゆる解釈の土台に置かれているのが、この2条です。個人の尊厳と、両性の本質的平等。どんな条文をどう解釈するときも、この2つの価値観の上に乗っていなければなりません。なお、この「解釈」という道具が最も華やかに使われる場面が、94条2項の類推適用です。民法で最大級の解釈の実演と言われる論点で、これは別の回でじっくり扱います。

ステップ2：私的自治の原則〔短答・論文共通〕

ステップ2：私的自治

| 約束はなぜ守らなきゃいけないのか？

- ■ 民法の答え：
- 自分の意思で決めたから、拘束される
- (誰かに命じられたからではなく)
- ■ これを 私的自治の原則 と呼ぶ

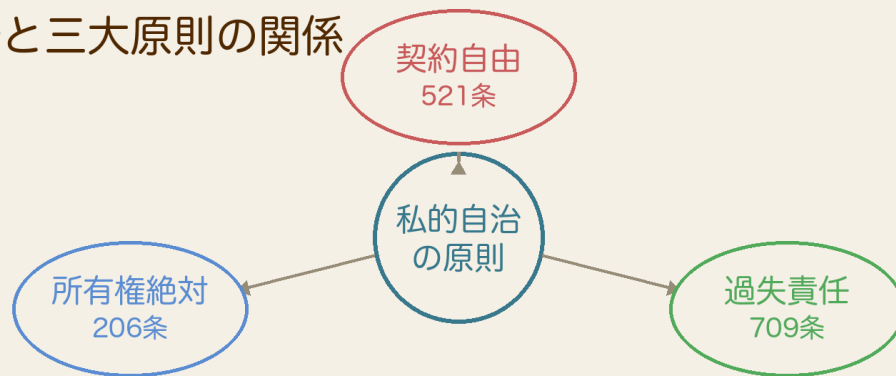
※ 民法全体が、この一本の軸の上に乗っている

一言だけ触れておきます。私権、つまり私人が持つ権利のことです。誰とどんな契約を結ぶかも、この私権の行使の一つです。いい問いです。「法律がそう決めたから」では、答えになっていません。民法の答えはこうです。自分の意思で決めたから、拘束される。これを私的自治の原則と呼びます。民法という法律全体が、この一本の軸の上に乗っています。

【条文】 民法第521条（契約の締結及び内容の自由）

この私的自治が、契約の場面に現れたのが、この521条です。1項が、契約を結ぶかどうかを決める自由。2項が、契約の中身を決める自由です。これを契約自由の原則と呼びます。そこは要注意です。かつてはたしかに明文がありませんでした。でも、民法改正でこの521条・522条という条文ができて、今は明文の原則になっています。「明文なし」という説明は、現行法では古い情報です。522条は、申込みと承諾で契約が成立することを定めた条文です。あわせて、契約書のような決まった形式がなくても契約は成立する、方式の自由も定めています。こちらは名前だけ押さえておいてください。

私的自治と三大原則の関係



根底の原則：「自分で決めたことには自分で責任を持つ」
契約場面／物権場面／責任場面に分かれて現れる

ここで、私的自治という考え方が、民法全体にどう広がっているかを見ておきましょう。私的自治が土台にあって、そこから3本の柱が伸びています。1本目が、今見た**契約自由**。契約という場面での現れです。2本目が**所有権絶対**。自分の物をどう使おうと自由、という考え方です。条文の名前だけ挙げておくと、206条です。3本目が**過失責任**。自分が選んだ行為の結果についてだけ責任を負う、という考え

方です。こちらの条文は709条です。206条と709条の中身は、それぞれ別の回でじっくり扱います。もともと、この私的自治（契約自由）も無制限ではありません。それがまさに、次の2つのステップのテーマです。

ステップ3：信義則（1条2項）〔短答・論文共通〕

ステップ3：信義則

|私的自治というエンジンには、2つの安全弁

- ■ その両方が書かれているのが：
- **民法第1条**（民法の一番最初）
 - 1項：公共の福祉
 - 2項：信義則（信義に従い誠実に）
 - 3項：権利の濫用は許さない

私的自治という強力なエンジンには、2つの安全弁が付いています。その両方が書かれているのが、民法の一番最初、1条です。

【条文】 民法第1条（基本原則）

まず2項に注目してください。「信義に従い誠実に」。これを**信義則**と呼びます。一言でいえば、相手の正当な信頼を裏切らない、という

ことです。例えば、こんな場面を考えてみてください。「この本、もう読まないからあげる」と言って、相手が受け取ったとします。その直後に「やっぱり返して」と言い出したら、どう感じますか。まさにその感覚です。自分の先行する言動と矛盾する主張は許されない。これを**禁反言**と呼びます。信義則から生まれる考え方の一つです。

判例：時効援用判例（禁反言）

- ■ 最大判昭和41年4月20日・最高裁大法廷
- ■ 借金の消滅時効が完成後：
- 債務者が「借りたお金です、返します」と認めた
- ■ その後、あとになって：
- 債務者が「やっぱり時効を主張して、返さない」と言い出す
- ■ 裁判所の判断：
- 一度認めた以上、後から時効を持ち出すのは
- **信義則上許されない（禁反言）**

この禁反言が、実際に裁判で問題になった場面があります。借金の消滅時効が完成したあとの話です。債務者が「たしかに借りたお金です、返します」と一度認めてしまった、という事案です。ところが、あとになってその債務者が、やっぱり時効を主張して、返さな

くていいと言い出したんです。最高裁の判断も同じでした。時効の完成を知らなかったとしても、一度認めた以上は同じです。あとから時効を持ち出すのは、信義則上許されない、としました。まさに禁反言の考え方が、そのまま判例になった例です。

信義則の派生：クリーンハンズ

- ■ 賭け事で負けて、その支払いのために借金
- ■ あとで貸した側が「返して」と訴える場合
- ■ 法は手を貸さない
- 自分から法律に反することをしておいて、
- その片棒を担ぐ約束の履行を
- 裁判所に求めることはできない

|名前：クリーンハンズの原則（708条）

もう一つ、信義則から生まれる考え方を紹介します。賭け事で負けて、その支払いのためにお金を借りたとします。あとになって、貸した側が「返して」と裁判所に訴えたら、どうなると思いますか。実はこの請求、法は手を貸しません。自分から法律に反することをしておいて、その片棒を担ぐ約束の履行を、裁判所に求めることはできない。これをクリーンハンズの原則と呼びます。名前だけ挙げて

おくと、708条という条文につながります。うまい表現です。ただし一つ、大事な注意があります。信義則は便利な言葉です。そこが危険なところですよ。何にでも使えると、個別の条文の意味がなくなってしまう。だから信義則は、他に頼れる条文がないときの最後の手段として、謙抑的に使うべきものです。この考え方は、権利濫用でも同じです。次のステップで扱います。

論文答案の型（予告）

- ■ 信義則が問題になるときの答案：
 - 事案の提示
 - 問題の提起
 - 規範の宣示
 - あてはめ

※ 規範の立て方・あてはめの仕方の詳細は

- ■ 論文動画で改めて渡します

なお、信義則が問題になる場面は、論文式の
答案でも問われます。論文の型は、論文動画
で改めて渡します。

ステップ4：権利濫用の禁止（1条3 項）〔短答・論文共通〕

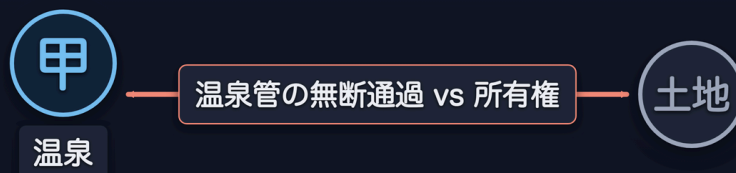
ステップ4：権利濫用の禁止

- ■ 温泉を引く管が、隣の土地のほんの一部を
- 無断で通っていました
- ■ 土地の所有者は、この事実を知った上で
- 安く買い取った
- ■ その上で温泉側に要求：
- 「管を撤去しろ。
- 嫌なら、この土地を法外な高値で買え」

お待たせしました。ここで回収します。温泉
を引く管が、隣の土地のほんの一部を無断で

通っていました。

宇奈月温泉事件（大判昭和10年10月5日・大審院）



土地の所有者は、管が自分の土地を通ってい
る事実を知った上で、その土地を安く買い取
りました。その上で温泉を営む側に、こう要
求しました。「管を撤去しろ。嫌なら、この土
地を法外な高値で買い取れ」。撤去すれば、温

泉側は営業できなくなるほどの大きな損害を
受けます。一方で、土地の所有者がこの請求
で得られる利益は、ごくわずかな土地の返還
にすぎません。土地の所有権に基づく請求と

しては、筋は通っています。ですが、この請求は認められませんでした。

権利濫用の要件

| 権利濫用と判断されるのは？

- ■ 客観面
- 権利行使による利益 vs 相手の損害
- ⇒ 著しい不均衡があるか？
- ■ 主観面
- もっぱら不当な目的でされたものか？

| 両方が当てはまると → 権利行使は認められない

※ 宇奈月温泉事件では両方当てはまった

裁判所はこう考えました。権利の行使によって得られる利益と、相手が被る損害を比べたときに、著しい不均衡があるかどうか。そしてもう一つ、もっぱら不当な利益を得る目的でされたものかどうか。前者を客観面、後者を主観面と呼びます。この事案では両方とも

当てはまると判断され、この権利の行使は認められませんでした。これが権利濫用の禁止です。1条3項に書かれています。権利は絶対に勝つものではなく、使い方に限界がある——それがこの事案の教訓です。

権利濫用と判断されたときの3つの結果

パターン1：効果が否定

権利行使としての効果
そのものが否定される

【宇奈月温泉事件】
土地所有権に基づく
請求が認められない

パターン2：損害賠償

権利行使した側が逆に
損害賠償を請求される

【信玄公旗掛松事件】
煤煙による損害賠償が
認められた

パターン3：権利喪失

権利そのものが奪われる
(条文で明文化)

【834条】
親権を著しく濫用
→ 親権喪失の審判

- ①は「権利行使が認められない」→ 相手の請求が通る
②は「権利行使は形式上有効だが」→ 逆に賠償責任を負う

権利濫用と判断されたときの結果には、3つのパターンがあります。1つ目が、今見たパター

ンです。権利行使としての効果そのものが否定される。2つ目は、逆に相手から損害賠償を請

求されるパターンです。

判例：信玄公旗掛松事件

- ■ 大審院判例（大正8年3月3日）
- ■ 鉄道の煤煙と振動で
- 大切に育てられていた名木が枯れた
- ■ 権利の行使が
- 社会の常識で我慢できる限度を超えていると判断
- ⇒ 損害賠償が認められた
 - （権利濫用の効果パターン2）

鉄道の煤煙や振動で、大切に育てられていた名木が枯れてしまった、という事案があります。権利の行使が、社会の常識で我慢できる限度を超えていると判断され、損害賠償が認められました。709条という不法行為の条文につながります。3つ目は、条文で明文が用意

されている場合に、権利そのものを奪われるパターンです。親権を持つ人がそれを著しく濫用したときに、親権そのものを失う審判があります。834条です。こちらは名前だけ押さえておいてください。

民法1条の構造

|1項が、2項・3項の背後にある原理

- ■ 1項：公共の福祉
- 私権は、自分だけのものではなく
- 社会と両立する形で使われなければならない

|その具体化：

- 2項の信義則
- 3項の権利濫用の禁止

ここで、1条をもう一度、順番に確認しましょう。

【条文】 民法第1条（基本原則）

1項が「公共の福祉」、2項が「信義則」、3項が「権利濫用」。この順番です。1項は、2項・3項の背後にある原理そのものの宣言です。私権は、自分だけのものではなく、社会と両立する形で使われなければならない。その大きな原理が具体化したものが、信義則であり、

権利濫用の禁止です。そして、信義則も権利濫用も、一般条項です。何にでも使えてしまう言葉だからこそ、他に頼れる条文がないときの、最後の安全弁として使う。普段は動かない、非常時のための装置——そう考えてください。

論文答案の型（権利濫用）

- ■ 権利濫用についても：

- 事案の提示
- 問題の提起
- 規範の宣示（要件2点）
- あてはめ

※ 論文式でどう組み立てるかは

- 論文動画で改めて渡します

こちら論文の型は、論文動画で改めて渡します。

ステップ5：まとめ・自己テスト
〔定着〕

まとめ：民法の背骨

| 原則：私的自治

- ■ 3本の柱
- ● 契約自由（521条・522条）
- ● 所有権絶対（206条）
- ● 過失責任（709条）

| 2つの安全弁

- ● 信義則（1条2項）
- ● 権利濫用の禁止（1条3項）

※ 両方とも最後の手段として謙抑的に使う

今日渡した道具箱を、1枚にまとめます。原則は**私的自治**という考え方でした。柱は**契約自由**（521条・522条）、**所有権絶対**（206条）、**過失責任**（709条）の3本です。そして安全弁

が2つ。**信義則**（1条2項）と、**権利濫用の禁止**（1条3項）です。どちらも、他に頼れる条文がないときの、最後の手段として謙抑的に使うものでした。

自己テスト

- ■ 1問目
- 1条の1項・2項・3項は、
- それぞれ何が書かれていたか？
- ■ 2問目
- 冒頭の温泉の事件、
- なぜ土地所有者の請求が認められなかった？
- ■ 3問目
- 契約自由の原則の根拠になる条文は何条？

3つ、自分の言葉で答えてみてください。1問目。1条の1項・2項・3項は、それぞれ何が書かれていましたか。順番に言えますか？2問目。冒頭の温泉の事件、なぜ土地所有者の請求が認められなかったんですか。3問目。契約自由の原則の根拠になる条文は何条でしたか。

短答ひっかけ

- 1条の項番号：1項＝**公共の福祉**（原理宣言）／2項＝**信義則**／3項＝**権利濫用の禁止**。順番の入れ替えが短答で狙われる＝「信義則は1条2項」を確実に。
- **権利濫用の効果**：「権利濫用の効果は取消し」は誤り。効果は①権利行使の効果が生じない ②不法行為責任（709条） ③権利剥奪＝**明文がある場合に限る**（例：834条 親権喪失）の3類型。「取消し」という効果はない。
- **類推解釈と拡張解釈**：類推＝**言葉の外側**にある事柄へ趣旨を及ぼす／拡張＝**言葉の意**

味の**内側**で範囲を広げて読む。似て非なる区別。

- **契約自由の明文**：「契約自由の原則に明文はない」は古い＝改正で**521条・522条**に明文化された。
- **時効完成後の債務承認**：時効の完成を知らなかった場合でも、一度債務を承認した以上、後から時効を援用することは信義則上許されない（最大判昭41・4・20）。「知らなければ援用できる」は誤り。
- **一般条項の使い方**：信義則・権利濫用は何にでも使える便利な言葉だからこそ、**他に頼れる条文がないときの最後の安全弁**として謙抑的に使う。「まず信義則から検討」は答案でも短答でも誤り。

論文の型（権利濫用の禁止・民法1条3項）

論文で書く規範の正本。逐語で固定するのは★**コア規範の核心文**だけ（判例キーワードは太字）。あてはめは客観面・主観面の

二面を必ず拾う。効果は3類型を落とさない。

★コア規範（核心文・逐語暗記）

権利の行使が、形式的には権利の範囲内であっても、①それによって権利者が得る利益と相手方その他が被る不利益との均衡を著しく欠き、②権利者の主観的態様（加害目的その他の不当な目的）をも併せ考慮すると、社会観念上、正当な権利行使の範囲を逸脱すると認められる場合には、権利の濫用として許されない（民法1条3項）。

復元キー（趣旨から3～5ステップで再構成）

1. 私的自治＝権利者の自由が原則。だが自由は無制限ではない（1条1項・公共の福祉）。
2. 形式的に権利の範囲内でも、行使態様が社会的に正当性を欠けば保護に値しない。
3. 正当性の判断＝客観面（利益較量）を主軸に、主観面（害意・不当目的）を併せた総合判断。
4. 逸脱が認められれば「濫用」として効果を否定／責任を発生／（明文あれば）権利を剥奪。

あてはめの2軸＋判例の振り分け

- 客観面（利益較量）：権利者の得る利益 vs 相手方の被る不利益。著しい不均衡があるか。
- 主観面（害意・不当目的）：相手を害する目的、不当な利益取得目的の有無。
- 〔宇奈月温泉事件・大判昭10.10.5〕引湯管がわずかに他人地を通過 → 撤去請求。利益僅少 × 撤去による損害莫大 × 事情を知った上での取得（悪意） → 客観的利益較量を主軸に権利濫用＝請求棄却（効果①）。

- 〔信玄公旗掛松事件・大判大8.3.3〕鉄道の煤煙・振動で名松が枯損 → 適法な事業でも社会通念上許されない損害 → 不法行為責任を肯定（効果②）。

効果（3類型・論文で落とさない）

- ① 権利行使の効果が生じない（請求棄却等）
- ② 不法行為責任が生じる（709条）
- ③ 権利そのものの剥奪——明文がある場合に限る（例：834条 親権喪失）

答案の型

- 【事例】権利者Xが形式的には適法な権利行使をしているが、相手方Yに著しい不利益が生じ、Xに不当な目的がうかがわれる。
- 【問題提起】Xの権利行使は権利の濫用（1条3項）として制限されないか。
- 【規範】上記★コア規範を定立。
- 【あてはめ】客観面（X・Y間の利益較量＝不均衡の程度） → 主観面（Xの害意・不当目的） → 総合評価。
- 【結論・効果】濫用にあたる場合、①行使の効果を否定（／②不法行為責任／③明文あれば剥奪）。

※フル論証の正本はこのブロック。動画内は予告ボード（事案→問題提起→規範→あてはめ）のみ。

今日の地図（保存版）

- 解釈＝条文の言葉と現実の出来事の間を埋める作業。手法は文理・類推・反対（＋拡張・制限）。選択の物差しは形式的妥当性（言葉との整合）と実質的妥当性（結論の妥当さ）＝具体的妥当性と一般的確実性の両立。土台に2条（個人の尊厳・両性の本質的平等）。
- 私的自治の原則＝自分の意思で決めたから拘束される。3本柱＝契約自由（521条・

522条)・所有権絶対(206条)・過失責任(709条)。

- 安全弁①信義則(1条2項) = 相手の正当な信頼を裏切らない。派生 = 禁反言(時効完成後の債務承認・最大判昭41・4・20)・クリーンハンズ(708条)。
- 安全弁②権利濫用の禁止(1条3項) = 客観面(利益較量) × 主観面(害意・不当目的)

の総合判断。効果3類型(①効果否定〔宇奈月温泉〕②不法行為責任〔信玄公旗掛松〕③明文ある場合の剥奪〔834条〕)。

- 1条の順番: 1項 公共の福祉(原理宣言) → 2項 信義則 → 3項 権利濫用。一般条項は最後の安全弁として謙抑的に。

次回は #2 「権利能力・意思能力・行為能力」。